

(表1)自己負担限度額について(70歳未満)

区分	所得要件(注1)	自己負担限度額(月額)	4回目以降(注2)
ア	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(かかった医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書き所得 600万円超901万円以下	167,400円+(かかった医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書き所得 210万円超600万円以下	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	34,500円	24,600円

(注1)所得要件の旧ただし書き所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額です。所得の申告がない場合は「区分ア」と見なされます。

(注2)過去12ヶ月間(1年間)に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。